

市県民税・森林環境税・所得税の

申告相談 がはじまります

期間：2月17日(月)～3月17日(月)

■市県民税・森林環境税の申告に関する問い合わせ

市税務課市民税係…………… ☎ 31-0608・☎ 31-0609

市美都地域総務課…………… ☎ 52-2311

市匹見地域総務課…………… ☎ 56-0301

■所得税の確定申告に関する問い合わせ

益田税務署…………… ☎ 22-0444

広報ますだ 1月号 18～19ページも
あわせてご覧ください。※初めて住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける方、青色申告の方は市の申告会場では申告
ができません。益田税務署で所得税の申告を行ってください。

市県民税・森林環境税の申告（個人事業税の申告を兼ねています）

★市県民税・森林環境税の申告とは？

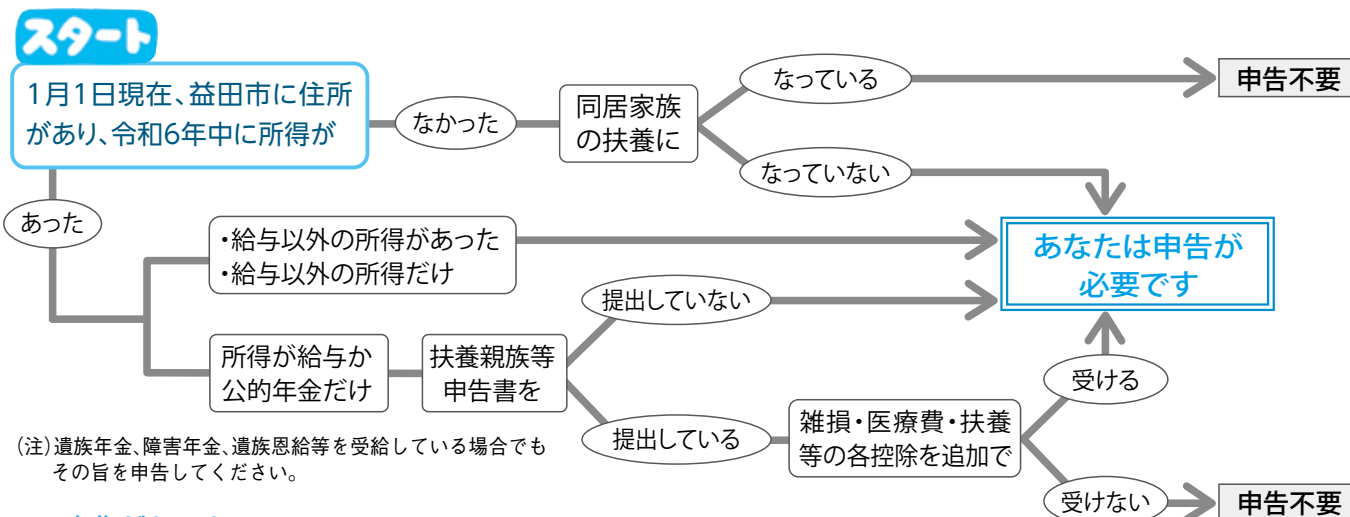
市県民税・森林環境税は、前年の所得に対してその翌年に課税されます。令和6年1月1日から12月31日までの1年間に所得のあった方は、3月17日(月)までに申告してください。ただし、税務署への確定申告を済ませた方は、市役所への申告は必要ありません。

※国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスの負担額の基礎になるため、収入が無い方でも申告が必要な場合があります。

★申告に必要なもの

- ①申告書 ※広報ますだ 2月号中央綴じ込みのもの
- ②マイナンバー(個人番号)カード ※お持ちでない方は、通知カードと運転免許証や保険証などの本人確認ができる書類
- ③源泉徴収票(給与、公的年金)、支払証明書
- ④各種控除のための証明書・社会保険料(国民年金、国民健康保険税等)の領収書や証明書・医療費控除の明細書・生命保険料や地震保険料の控除証明書 など
- ⑤事業所得(農業所得含む)のある方は、収入や経費のわかる収支計算書や領収書等
- ⑥所得税の還付申告の場合は、振込先口座番号を確認できるもの

★申告が必要な方



★この申告がないと…

児童手当受給や保育所等の入所、公営住宅入居などの手続きにおいて、必要金額が正しく算出できない場合があります。国民健康保険税は、軽減措置の対象となる世帯でも、所得不明により軽減できなくなることがあります。

配偶者控除および配偶者特別控除額について

＜配偶者（特別）控除＞ （ ）は所得税控除額

納税義務者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
	老人	38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(16万円)
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控 除 額		
	48万円超～95万円	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
	～100万円	33万円(36万円)	22万円(24万円)	11万円(12万円)
	～105万円	31万円(31万円)	21万円(21万円)	11万円(11万円)
	～110万円	26万円(26万円)	18万円(18万円)	9万円(9万円)
	～115万円	21万円(21万円)	14万円(14万円)	7万円(7万円)
	～120万円	16万円(16万円)	11万円(11万円)	6万円(6万円)
	～125万円	11万円(11万円)	8万円(8万円)	4万円(4万円)
	～130万円	6万円(6万円)	4万円(4万円)	2万円(2万円)
	～133万円	3万円(3万円)	2万円(2万円)	1万円(1万円)

※夫と妻の両方が配偶者特別控除を受けることはできません。
※前年の12月31日（前年中に亡くなった場合は亡くなった日）の現況で判断します。
※事業専従者や内縁の妻または夫は対象外です。

生命保険料控除について

生命保険料控除とは

- 令和6年中に、一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払っている場合には、それぞれを次の計算によって算出した額を生命保険料控除額として所得金額から差し引くことができます。所得税とは計算方法および控除額が違いますのでご注意ください。
- 控除限度額〈住民税〉…7万円

生命保険料控除の算出方法

＜住民税の場合＞

- (1) **旧制度** 平成23年12月31日以前に契約した一般の生命保険または個人年金保険の場合
それぞれの保険料の額を下表によって計算した額の合計が控除額

支払った保険料の金額	控 除 額
1円～15,000円	保険料の全額
15,001円～40,000円	保険料×1/2 + 7,500円
40,001円～	保険料×1/4 + 17,500円（上限35,000円）

- (2) **新制度** 平成24年1月1日以降に契約した一般の生命保険、個人年金保険または介護医療保険の場合
それぞれの保険料の額を下表によって計算した額の合計が控除額

支払った保険料の金額	控 除 額
1円～12,000円	保険料の全額
12,001円～32,000円	保険料×1/2 + 6,000円
32,001円～	保険料×1/4 + 14,000円（上限28,000円）

※一般の生命保険または個人年金保険で(1)、(2)の両方がある場合は、それぞれ計算した額の合計額(上限28,000円)。
ただし、(1)の控除額が28,000円以上の場合は(1)で計算した額を適用(上限35,000円)。

医療費控除について



医療費控除とは

- 申告者や申告者と生計を一にする親族のために支払った1年間の医療費の合計額が一定の金額を超えた場合に受けることができる所得控除のことです。医療費控除を申告することにより、所得税や住民税が還付または減額されます。

医療費控除を受けるための要件

- 申告者が令和6年中に支払った、申告者または申告者と生計同一の配偶者その他の親族のための医療費であること。
- 申告者が所得税または住民税の課税者であること。
非課税の場合は控除を受けた効果(税の還付や減額)が生じません。

申告のことなら
なんでも相談
してください!

医療費控除額の計算方法

医療費控除額 = 1年間に実際に支払った医療費の合計額 - Aの金額 - Bの金額

A : 保険金などで補てんされる金額

- (例) ・生命保険契約等で支給される入院給付金
・健康保険で支給される高額医療費、家族療養費、出産育児一時金など

B : その年の総所得金額等が200万円以上の方……10万円

(例1) 支払医療費35万円 - 補てん金20万円 - 10万円 = 5万円 (医療費控除額)

その年の総所得金額等が200万円未満の方……総所得金額 × 5%の金額

(例2) 支払医療費35万円 - 補てん金20万円 - (総所得額100万円 × 5%) = 10万円 (医療費控除額)



医療費控除の手続き

☆ 確定申告または住民税の申告

- 「医療費控除の明細書」または、医療保険者が発行する「医療費通知」、支払った医療費の領収書、給与・年金所得者の場合は源泉徴収票が必要です。
- 支払った医療費については、あらかじめ、医療を受けた方、支払先ごとの合計額を計算してください。

医療費の範囲

<医療費控除の対象となるもの>

(基本) 病気やけがを治すためにかかった費用

- (事例) ・医師、歯科医師による診療、治療の費用 ・治療、療養に必要な医薬品の購入費
・入院の際の部屋代や食事代 ・出産費用、妊婦等の定期健診の費用
・介護保険で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
・病気のと看、病院に行かずに薬局で購入した風邪薬、鎮痛剤、胃腸薬などの購入費
・治療のためのマッサージ、はり、きゅう、指圧など
・保健師、看護師等に依頼した療養上の世話の費用
・治療を受けるために必要な通院費、医師の送迎費、医療用器具の代金や賃借料
・6カ月以上寝たきりで医師の治療を受ける場合のおむつ代 (医師の証明書が必要)

<医療費控除の対象とならないもの>

(基本) 病気やケガなどの治療に直接関係のない、予防や健康増進・美容などを目的とした費用

- (事例) ・健康診断、人間ドック、予防接種の費用 ・美容整形手術費
・家族、親類縁者に対する付添料 ・車のガソリン代、駐車料金
・入院時のクリーニング代、診断書料 ・差額ベッド代 (医師の指示がある場合は対象となる)
・予防や健康増進のためのビタミン剤、うがい薬、漢方薬など
・美容、疲れを癒す、体調を整えるための整体、マッサージなど
・メガネ、補聴器の購入費 (医師の指示がある場合は対象となる)
・美容のための歯列矯正 (子どもの成長を阻害しないようにするために行う歯列矯正は対象となる)

益田地域				
相談日		対象地区	受付時間	相談会場
2月	17日(月)	市内全域	8:30～17:00	益田市役所1階 多目的スペース (本庁会場)
	18日(火)	北仙道	9:30～16:00	北仙道公民館
	19日(水)	二条	9:30～16:00	二条公民館
	20日(木)・21日(金)	小野	9:30～16:00	小野公民館
	25日(火)	美濃	9:30～16:00	美濃公民館
	26日(水)	種	9:30～16:00	種公民館
	27日(木)・28日(金)	安田	9:30～16:00	安田公民館
3月	3日(月)	豊川	9:30～16:00	豊川公民館
	4日(火)・5日(水)	西益田	9:30～16:00	豊田公民館
	6日(木)・7日(金)	中西	9:30～16:00	中西公民館
	10日(月)	真砂	9:30～16:00	市立地域活性化交流館
	11日(火)・12日(水)	鎌手	9:30～16:00	鎌手公民館
	13日(木)・14日(金)	市内全域	8:30～17:00	益田市役所1階 多目的スペース (本庁会場)
	17日(月)			

初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方、青色申告の方は市の申告会場では申告ができません。益田税務署で所得税の申告を行ってください。また、配当所得・株式等に係る譲渡所得等を申告される方は、原則として益田税務署で申告を行ってください。

なお、混雑時は、受付時間の終了を早める場合がありますのでご了承ください。ご迷惑をおかけしますが、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

申告日程

次の日程で申告相談・受付を行います。

- ★市役所本庁会場では、申告期間中は毎日（土・日・祝日を除く）、申告を受付けています。（午前中は混雑することがあります）
- ★12:00～13:00の間は休憩させていただきます。
- ★美都地域・匹見地域については、相談会場が公民館の日は担当職員全員が会場に出向いていますので、分庁舎では申告を受付けていません。ご了承ください。

美都地域			
相談日		対象地区	相談会場
2月	17日(月) 20日(木)	美都全域	美都分庁舎
	21日(金)	仙道1・2班 仙道3班・小原	東仙道公民館
	25日(火)	仙道4・5班 下都茂・蛇ノ久保 生角	
	26日(水)	朝倉・笹倉 三谷・小原郷	
	27日(木)	横見・堀河・本郷 宮の原 堤郷・二ツ倉 馬ノ谷・養老谷 右田原・板井川	
	28日(金)	美都全域	美都分庁舎
3月	3日(月) 17日(月) (土・日除く)	美都全域	美都分庁舎

匹見地域			
相談日		対象地区	相談会場
2月	17日(月)	内石・内谷	匹見下公民館
	18日(火)	持三郎・三出原 長尾原	
	19日(水)	能登・土井ノ原 谷口	
	20日(木)	広瀬 匹見下地区全域	
	21日(金)	下道川下 下道川上	道川公民館
	25日(火)	出合原・元組 臼木谷・日の里	
	26日(水)	落合 石組・小原 七村	匹見分庁舎
	27日(木)	笹山・三葛	
3月	28日(金)	江田・半田	
	3日(月)	萩原・山根下 山根上	匹見分庁舎
	4日(火)	植地・正下地 野入東	
	5日(水)	野入西	
	6日(木)	荒木・元組	
	7日(金)	岡本・野田	
	10日(月) 17日(月) (土・日除く)	匹見全域	

市民税・県民税・森林環境税申告書の書き方(表)

申告相談はじまります

特集

令和6年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得等について記入してください。

この見本を参照し、中央綴じ込みの申告書をご使用ください。

個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

1 収入金額等 2 所得金額

該当する所得欄に記入してください。

⑦雑所得

キ 公的年金等とク業務、ケその他収入から計算される所得金額の合計を記入してください。

令和6年分公的年金等に係る雑所得の速算表〔求める所得金額＝A×B-C〕

●昭和35年1月2日以後に生まれた方

A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額
0円～1,299,999円	100%	600千円
1,300,000円～4,099,999円	75%	275千円
4,100,000円～7,699,999円	85%	685千円
7,700,000円～10,000,000円	95%	1,455千円
10,000,001円～	—	1,955千円

●昭和35年1月1日以前に生まれた方

A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額
0円～3,299,999円	100%	1,100千円
3,300,000円～4,099,999円	75%	275千円
4,100,000円～7,699,999円	85%	685千円
7,700,000円～10,000,000円	95%	1,455千円
10,000,001円～	—	1,955千円

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

4 所得から差し引かれる金額

⑩雑損控除

該当がある場合に記入してください。

⑪医療費控除および⑭生命保険料控除

該当がある場合に記入してください。

⑫社会保険料控除

申告者本人が支払った健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などです。

⑬小規模企業共済等掛金控除

該当がある場合に記入してください。

⑮地震保険料控除

家屋・家財の損害保険契約のうち、地震等損害部分の保険料・掛金がある場合に記入してください。

〔計算方法〕

地震	支払った保険料の1/2 (最高25,000円)	全額
旧長期	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額の1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円
地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合はそれぞれ計算した金額の合計(最高25,000円) 1つの保険で地震保険と旧長期保険が備わっている場合はどちらかを選択		

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税申告書

益田市長様 令和 年 月 日 提出	現住所	益田市常盤町1-1	業種又は職業	農業
	1月1日現在の住所	同上	電話番号	31-0100
	フリガナ	マル マル マル マル	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	氏名	〇 〇 〇 〇	続柄	本人
	生年月日	明・大・平・令 31・1・1	世帯主の氏名	〇 〇 〇 〇

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	
	350,000	200,000	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類
	国民健康保険	360,300	
	介護保険料	80,000	
	合計	440,300	
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	72,000	60,000	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	30,000	30,000	
	介護医療保険料の計		
	80,000		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	32,000	60,000	
⑯ 障害者控除	氏名	〇 〇 △ △	障害の程度
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	1 級
⑰ 配偶者特別控除	氏名	〇 〇 △ △	配偶者の合計所得金額
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	980,000
⑱ 扶養控除	氏名	〇 〇 △ △	生年月日
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	明・大・平・令 7・1・5
	氏名	〇 〇 △ △	生年月日
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	明・大・平・令 7・2・2
⑲ 16歳未満の扶養控除	氏名	〇 〇 × ×	生年月日
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	明・大・平・令 27・5・5

令和6年中に所得のなかった方は、その状況を裏面に記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	イ	4,000,000	
	不動産	ウ	720,000	
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ	450,000	
	公的年金等	キ	3,500,000	
	業務	ク		
	その他	ケ	300,000	
	短期	コ		
	長期	サ		
	一時	シ	500,000	
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農業	②	600,000	
	不動産	③	470,000	
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	0	
	雑	⑦	2,371,000	
	総合譲渡・一時	⑧	250,000	
	合計	⑨	3,691,000	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩		
	医療費控除	⑪	50,000	
	社会保険料控除	⑫	440,300	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭	70,000	
	地震保険料控除	⑮	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑯		
	勤労学生、障害者控除	⑰～⑱	530,000	
	配偶者特別控除	⑲		
	配偶者特別控除	⑲	330,000	
	扶養控除	⑳	900,000	
	基礎控除	㉑	430,000	
	合計	㉒	2,775,300	
5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法	給与から差引き(特別徴収)			
	自分で納付(普通徴収)			

※合計所得金額が2,400万円以下の方は基礎控除額43万円。2,400万円を超える場合は「申告書の書き方」参照。

⑰～⑲ 配偶者控除と扶養控除

- 控除対象者は、あなたと生計を一にする16歳以上(平成21年1月1日以前生まれ)の親族で、合計所得48万円以下の方
 - 老人扶養は、昭和30年1月1日以前生まれの扶養親族
 - 特定扶養は、平成14年1月2日から平成18年1月1日の間に生まれた扶養親族
 - 配偶者特別控除は、あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円未満の場合に該当
- ※金額は3ページ参照

⑯ 寡婦、ひとり親控除

寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円

⑰ 勤労学生控除

勤労学生控除	26万円
--------	------

⑱ 障害者控除

本人やあなたの親族(配偶者控除や扶養控除を受ける親族または16歳未満の扶養親族)が、障害者や特別障害者である場合

障害者控除	26万円
特別障害者控除	30万円
同居特別障害者控除	53万円

市民税・県民税・森林環境税申告書の書き方(裏)

分離課税に係る所得(土地や建物等の譲渡所得など)がある方は、市民税・県民税申告書(分離課税用)をあわせて提出していただきますので、税務課市民税係に問い合わせください。

6 給与所得の内訳

給与収入がある方はこの欄に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

営業等所得、農業所得、不動産所得がある方はこの欄に記入してください。

8 配当所得に関する事項

配当所得がある方はこの欄に記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

個人年金保険などの雑所得がある方は
この欄に記入してください。

(表) **ク、ケ**欄に収入金額を記入し、収入金額から必要経費を引いた残額と **キ** 公的年金等から計算される所得金額の合計を **⑦** 欄に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

- ・土地や建物などの譲渡所得は他の所得と区別して課税しますので、それ以外の資産の譲渡があれば、この欄に記入してください。
- ・生命保険の満期返戻金や賞金、懸賞金などがあれば「一時」の欄に記入してください。

11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる方はこの欄に記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族がいる方はこの欄に記入してください。

13 事業税に関する事項

事業税に該当する方はこの欄に記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額等の控除を受けようとする場合はこの欄に記入してください。

15 寄附金に関する事項

令和6年中に寄附をした方は寄附先別にこの欄に記入してください。

16 令和6年中に所得がなかった方の記入する欄

具体的に記入してください。

申告書の提出は郵送が便利です。

点線部分で切り取って封筒に貼り、送付してください。

〒 698 - 8650

益田市常盤町 1 - 1

益田市役所総務部税務課 行

6 給与と所得の内訳																					
① 事業所種別																					
勤務先所在地		〇〇市〇〇町1-1																			
勤務先名		(株)〇〇建設																			
事業所番号																					
収入合計額		450,000 円																			
② 事業所種別																					
勤務先所在地																					
勤務先名																					
事業所番号																					
収入合計額		円																			
③ 事業所種別																					
勤務先所在地																					
勤務先名																					
事業所番号																					
収入合計額		円																			
④ 事業所種別																					
勤務先所在地																					
勤務先名																					
事業所番号																					
収入合計額		円																			
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項																					
総合譲渡		短期		長期		一時		収入金額		必要経費		差し引金額 (収入金額－必要経費)		特別控除額		所得金額 (差し引金額－特別控除額)					
		円		円		円		円		円		円		円		円					
一		2,000,000		1,000,000		1,000,000		500,000		500,000		500,000		500,000		500,000					
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。 右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。										合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2] ニ 250,000											
11 事業専従者に関する事項										13 事業税に関する事項											
1		氏名		〇〇 〇〇〇		続柄		子		生年月日		明・大・昭 55-11-11		専従者給与 (控除)額		500,000 円					
個人番号		6 7 8 9 0 1		2 3 4 5 6 7		従事月数		12													
2		氏名				続柄				生年月日		明・大・昭 . .		専従者給与 (控除)額		円					
個人番号										従事月数											
3		氏名				続柄				生年月日		明・大・昭 . .		専従者給与 (控除)額		円					
個人番号										従事月数											
所得税における青色申告の承認の有無										承認あり・承認なし										合計額 500,000 円	
12 別居の扶養親族等に関する事項										14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項											
1		氏名				住所				個人番号											
2		氏名				住所				個人番号											
3		氏名				住所				個人番号											
14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項										15 寄附金に関する事項											
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。										都道府県、市区町村分											
配当割額控除額 円										住所の共同募金会、日赤支部会											
株式等譲渡所得割額控除額										条例指定分											
										都道府県											
										市区町村											
支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(ニ)」を提出してください。										⑥その他(できるだけ詳しく記入してください)											
貯金で生活している										貯金で生活している											

②1 扶養控除

一般	33万円
特定	45万円
老人	38万円
同居老親等	45万円

②②基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし